

東京大学共催・後援名義使用に関するガイドライン

総 長 裁 定
平成14年7月15日

学外者からの申請があった場合、以下の基準に照らして、共催又は後援の名義使用を許可するものとする。

1 事業内容について

- (1) その目的が明らかに教育、学術及び文化の向上普及に寄与するものであること。
- (2) その目的と東京大学との関係が明らかであること。
- (3) その目的が、東京大学の教育研究の発展に寄与するものであること。
- (4) その目的が営利を目的とするものでないこと。
- (5) その目的が、東京大学の特定の部局ではなく、東京大学全体として共催・後援することに意義を有すること。
- (6) その事業が、主催者によって、東京大学と無関係に経常的事業として行われうる性格のものでないこと。(→※ 定期的な学会講演などを排除することを意味する。)

2 主催者について

- (1) 原則として、官庁、学校、地方公共団体、公共組合、公益法人又はそれに準ずる団体（宗教法人を除く。）であって、公共性を有し、かつ、教育、学術及び文化の向上普及に寄与する活動を行っているもの。
- (2) 新聞社、放送局、映画社等のマスメディア企業又はその他の営利企業・団体に対しては、「1 事業内容についての許可基準」及び「3 その他の許可条件」を満たす場合、個別に審査の上、使用を許可することがある。

3 その他の条件

- (1) 申請にあたっては、事業の目的、計画及び収支計画等を明らかにする書類を提出すること。
- (2) 事業計画に変更があった場合は直ちに届けること。
- (3) 事業を行うにあたっては、東京大学に対して経費・労力の負担を要求しないこと。
- (4) 事業終了後、直ちにその結果（出席者数、概要、収支決算等）について報告書を提出すること。

4 担当

本ガイドラインの運用は、広報委員会において行う。

特許法第 30 条第 1 項に基づく東京大学共催名義の使用に関するガイドライン

- (1) 東京大学の部局が主催する研究集会等において、特許法第 30 条第 1 項（新規性喪失の例外）の規定の適用を望む場合には、申請の上、東京大学の共催名義の使用許可を得るものとする。
- (2) 上記の理由により東京大学共催名義の使用許可を申請するにあたって、部局の長は、研究集会等の目的、計画及び特許法第 30 条第 1 項との関わりを明らかにする書類を提出しなければならない。
- (3) 本ガイドラインの運用は、発明委員会において行う。

制 定 趣 旨

近年、学内外において、大学の教職員が社会と連携をとりながら活動を行う機会が増加しており、学術的な研究集会等、学内の複数部局の研究者が関与する場合には、「東京大学」の共催又は後援の依頼が寄せられる場合がある。

従来、このようなケースを判断する基準が明確に定められておらず、多くの場合、部局名の共催・後援として実施しているのが現状である。

そこで、共催・後援の名義使用に関するガイドラインを定め、必要な場合には「東京大学共催・後援」を承認することができることとする。また、共催・後援以外の類似の依頼（協賛、協催、協力等）に関しても、このガイドラインに準拠して取り扱うものとする。

なお、学内の部局が主催する研究集会等において、特許法第 30 条第 1 項（新規性喪失の例外）の規定の適用のために東京大学の共催名義を望む場合の取り扱いも、あわせて定める。